

宜 議 第 4 9 5 号
平成29年12月22日

議 長
大城 政利 殿

経済建設常任委員会
委員長 呉屋 等

委員会審査結果について（報告）

第410回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

| 期 間 期 日 | 会 議 月 日 | 備 考 |
|-----------------|-----------------|---|
| 平成29年 12月8日 | 平成29年 12月8日 | 議案第62号、議案第70号、議案第71号、 |
| 平成29年 12月11日 | 平成29年 12月11日 | 陳情84号、議案第72号、議案第73号、議案第63号、議案第74号 |
| 平成29年 12月14日 | 平成29年 12月14日 | 陳情第84号、議案第62号、議案第63号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、陳情第13号、陳情第17号 |
| 会議日数 3日間 | | |

2. 会議事項

| 議案番号 | 件名 | 付託月日 | 議決月日 | 結果 |
|--------|--|------------|-------------|----------|
| 議案第62号 | 平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第2号） | 平成29年12月7日 | 平成29年12月14日 | 原案決可 |
| 議案第63号 | 平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） | 平成29年12月7日 | 平成29年12月14日 | 原案決可 |
| 議案第70号 | 下水道事業に地方公営企業法の全部を適用し、上下水道の組織を統合することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 平成29年12月7日 | 平成29年12月14日 | 原案決可 |
| 議案第71号 | 宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について | 平成29年12月7日 | 平成29年12月14日 | 原案決可 |
| 議案第72号 | 宜野湾バイサイド情報センターの指定管理者の指定について | 平成29年12月7日 | 平成29年12月14日 | 同意 |
| 議案第73号 | 宜野湾マリン支援センターの指定管理者の指定について | 平成29年12月7日 | 平成29年12月14日 | 同意 |
| 議案第74号 | 宜野湾海浜公園等の指定管理者の指定について | 平成29年12月7日 | 平成29年12月14日 | 同意 |
| 陳情第84号 | 喜友名区簡易水道の水源である喜友名泉（ちゅんなーがー）を引き続き水道水源として利用できるよう措置していただくことについて | 平成29年12月7日 | 平成29年12月14日 | 採択 |
| 陳情第13号 | 耐震診断費用の自己負担軽減について | 平成26年12月9日 | — | 継審 続査 |
| 陳情第17号 | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情 | 平成27年3月4日 | — | 継審 続査 |

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 平成29年12月8日（金） 1日目

午前10時01分 開会

午後 3時50分 散会

○場 所 第2常任委員會室

○出席委員（7名）

| | |
|-----|---------|
| 委員長 | 吳 屋 等 |
| 委員 | 宮 城 司 |
| 委員 | 伊 佐 哲 雄 |
| 委員 | 知 名 康 司 |

| | |
|------|---------|
| 副委員長 | 濱 元 朝 晴 |
| 委員 | 知 念 秀 明 |
| 委員 | 米 須 清 正 |

○欠席委員（0名）

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

○説明員（7名）

| | |
|----------------|---------|
| 建設部長 次 | 新 垣 勉 |
| 下水道課長 業務係 | 玉 元 智 |
| 下水道課 管理担当技査 | 山城 憲三郎 |
| 水道局 総務課長 | 與 那 原 類 |

| | |
|----------------|---------|
| 下水道課長 課 | 吳 屋 武 |
| 下水道課長 管 理 係 | 眞 壁 和 義 |
| 下水道課長 建 設 係 | 宮 城 眞 也 |

○議会議務局職員出席者

| | |
|------|---------|
| 主任主事 | 渡 嘉 敷 真 |
|------|---------|

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

| 議 番 | 案 号 | 件 名 |
|--------------|--------|--|
| 議 第 6 2 号 | 案 号 | 平成 29 年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議 第 7 0 号 | 案 号 | 下水道事業に地方公営企業法の全部を適用し、上下水道の組織を統合することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議 第 7 1 号 | 案 号 | 宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について |

第410回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成29年12月8日（金）第1日目

○**呉屋等 委員長** おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。（開議時刻 午前10時01分）

【議題】

議案第62号 平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

〈 現 場 視 察 〉

※市道大山6号付近の雨水ボックス及び喜友名泉の視察を行う。

○**呉屋等 委員長** 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午前11時50分）

◆午後の会議◆

○**呉屋等 委員長** 再開いたします。（午後2時03分）
これより午後の会議を進めてまいります。午前に引き続き、議案第62号に対する質疑を許します。

～質疑・答弁～

○**宮城司 委員** 市道大山6号付近の雨水ボックスの補修について今後のスケジュールについて伺いたい。

○**下水道課長** 国がことし6月に雨水排水路の点検を行った際、市道大山6号付近の雨水ボックスが老朽化しているとの情報提供を受けた。市の担当者が改めて確認し、専門家に意見を伺った上で補修が必要であると判断した。雨水ボックスの補修に当たっては、ストックマネジメント計画を作成しなければ補助の対象とならないため、当分は覆工板やトンブロックを使用して一部交通規制を行う予定である。

○**宮城司 委員** 覆工板を設置する場所について伺いたい。

○**下水道課長** 市道大山7号との合流部分から宜野湾漁港入り口のカーブ付近及び大型車両が乗り入れする箇所に設置する予定である。

○**宮城司 委員** いつまで覆工板を設置するのか。

- 下水道課長 平成31年度までにストックマネジメント計画を策定し、平成32年度に実施設計を行い、平成33年度から工事を開始する予定であり、それまでの間は覆工板を設置して対応する予定である。
- 宮城司 委員 他の雨水ボックスも同様の状況か。
- 下水道課長 周辺の雨水ボックスも確認したが、損傷はなかった。
- 宮城司 委員 周辺の雨水ボックスの位置が確認できる資料をいただきたい。
- 下水道課長 提供してまいりたい。
- 宮城司 委員 雨水ボックスはどの程度損傷しているのか。
- 下水道課長 雨水ボックスの厚さは、上部及び側面が35センチメートルで下底は40センチメートルであるが、上部のコンクリートが7～8センチメートル程度剥離している状況である。
- 濱元朝晴 委員 今回は国からの情報提供によって状況を把握したとのことであるが、定期点検は行なっていないのか。
- 下水道課長 現在は定期点検を行っていないが、今後策定するストックマネジメント計画に定期検査の実施を規定してまいりたい。
- 知名康司 委員 雨水ボックスの内部を補強することも検討しているのか。
- 下水道課長 実施設計の段階で検討してまいりたい。
- 知名康司 委員 工事は平成33年度予定とのことであるが、雨水ボックスの剥離がさらに進む懸念はないか。
- 下水道課長 覆工板を設置しているため、仮に雨水ボックスが陥没した場合でも安全性に影響はないと考える。
- 知名康司 委員 覆工板を設置しない箇所はどのように行うのか。
- 下水道課長 トンブロックを設置し、雨水ボックスに負担がかからないよう交通規制を行って対応する。
- 知名康司 委員 すでに設置したトンブロックの予算について伺いたい。
- 下水道課長 緊急に対応する必要があるため、維持管理費を使用した。
- 建設部次長 維持管理費を使用すべき箇所はほかにもあるが、優先順位を付けて対応しているところである。
- 知念秀明 委員 当該雨水ボックスの応急処置に6,486万円必要となり、今年度修繕すべき箇所の予算が不足するため補正するものと理解してよいか。
- 下水道課長 そのとおりである。
- 知念秀明 委員 委託業者は随意契約により契約を締結したのか。
- 下水道課長 随意契約ではなく入札である。
- 知念秀明 委員 覆工板を設置した後は全ての車両が通行できるのか。
- 下水道課長 そのとおりである。
- 宮城司 委員 トンブロックを設置して規制をかける箇所と覆工板を設置し

て通行させる箇所に分けていると理解してよいか。

○下水道課長 そのとおりである。

○宮城司 委員 なぜ分ける必要があるのか。

○下水道課長 警察署と協議した結果、覆工板を設置する箇所はカーブとなっており、見通しが悪いため誘導員を配置することとなった。その他の箇所は直線であるため、トンブロックによる交通規制でも問題ないと判断した。

○宮城司 委員 工事は平成33年度以降の予定であるが、それまで交互に通行することとなるのか。

○下水道課長 運転手の判断で交互に通行していただくこととなる。

○呉屋等 委員 片側は規制しても通行できると理解してよいか。

○下水道課長 そのとおりである。

○宮城司 委員 覆工板の上にアスファルトも布設するのか。

○下水道課長 覆工板と道路の隙間にアスファルトを詰めるものである。

○宮城司 委員 片側を規制した場合、十分な道幅は確保できるのか。

○下水道課長 通行に必要な道幅は確保できる。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第70号 下水道事業に地方公営企業法の全部を適用し、上下水道の組織を統合することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

～質疑・答弁～

○知名康司 委員 なぜ地方公営企業法の全部適用を行うのか。

○下水道課長 組織統合を行うためである。

○知名康司 委員 一部適用も可能か。

○下水道課長 利便性向上のために全部適用を行う。

○知名康司 委員 現行の宜野湾市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第12条では「企業」と記載しているが、他の条項では「水道企業」と記載している理由を伺いたい。

○水道局総務課長 参考にした法令がそのような表現であったためと考える。

○宮城司 委員 当該条例を制定して現行の10件の条例の文言修正を行うと理解してよいか。

○下水道課長 上下水道の組織を統合することに伴う関係条例の整備という同一目的であるため、まとめて文言を変更するための条例を制定する。

○宮城司 委員 ほかにも整備する条例はあるか。

- 下水道課長 予算関係の条例が2件あり、3月定例会で提案する予定である。
- 宮城司 委員 今回の改正と同時に提案しない理由をお聞きしたい。
- 下水道課長 新年度予算審議と合わせた方が理解しやすいためである。
- 伊佐哲雄 委員 現行の宜野湾市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第12条に期末手当及び勤勉手当は経営状況を考慮して支給するとあるが、市長部局の職員と差が生じることもあるのか。
- 下水道課長 市長部局と同様の給料表を適用する。
- 伊佐哲雄 委員 経営状況によって差が生じることはないか。
- 下水道課長 現在のところ、想定していない。
- 呉屋等 委員 現行の「宜野湾市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例」を「宜野湾市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例」に改めるとのことだが、水道局から上下水道局に変わるのであれば、改正後の条例名を「上下水道局布設工事」とすべきではないか。
- 下水道課長 水道を布設する際の工事監督者等について規定した条例であり、現行の「局」を含む方が誤っているため、改めるものである。
- 呉屋等 委員 「上下水道の布設工事」とした方がよいのではないか。
- 水道局総務課 条例の表現は専門の業者と調整し、全国の条例と同様の表現に合わせている。
- 呉屋等 委員 宜野湾市公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例第2条の改正で現行の「市長が」を「規定で」に改める理由を伺いたい。
- 下水道課長 当該条例が制定された当時は規則がなかったため、「市長が定める」としたが、その後規則が制定されたため、今回の改正で「規定で定める」と改めるものである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第71号 宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 伊佐哲雄 委員 第5条の改正で排水管の内径を縮小した理由を伺いたい。
- 下水道課長 排水管は最小で200ミリメートルであるが、250ミリメートルの管と接続する際に別途費用がかかるため、今回の改正で200ミリメートル以下に改めるものである。内径を小さくした分、勾配をつけて排水するよう規程で定める予定である。

- 伊佐哲雄 委員 既存の管との整合はどのように図るのか。
- 下水道課長 分断して排水することとなるため、面積が小さく、流量も少なくなることから問題なく排水できるものである。
- 宮城司 委員 第37条第2項の「前項に規定する」を「同項に規定する」に改める理由をお聞きしたい。
- 下水道課長 「前項」という表現が重なるため「同項」に改める。
- 知名康司 委員 組織統合の後も当該条例は有効か。
- 下水道課長 組織は統合されるが、事業には影響しない。
- 呉屋等 委員 第39条及び第40条で「市は」を「管理者は」に改めるとのことだが、「上下水道局は」の誤りではないのか。
- 下水道課長 地方自治法第149条において使用料の徴収は普通地方公共団体の長の担当事務とされており、地方公営企業法第9条においても料金の徴収は管理者の担当事務とされていることから「管理者は」と改めるものである。
- 知念秀明 委員 組織統合後の責任者について伺いたい。
- 下水道課長 上下水道局長である。
- 知念秀明 委員 給与はどこが支払うのか。
- 下水道課長 上下水道局である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後3時50分)

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 平成29年12月11日(月) 2日目

午前10時02分 開議
午後 4時24分 散会

○場 所 第2常任委員會室

○出席委員(7名)

| | |
|-----|-------|
| 委員長 | 吳屋 等 |
| 委員 | 宮城 司 |
| 委員 | 伊佐 哲雄 |
| 委員 | 知名 康司 |

| | |
|------|-------|
| 副委員長 | 濱元 朝晴 |
| 委員 | 知念 秀明 |
| 委員 | 米須 清正 |

| | |
|----|-------|
| 議長 | 大城 政利 |
|----|-------|

○欠席委員(0名)

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

○説明員(11名)

| | |
|----------------|--------|
| 建設部長 | 新垣 勉 |
| 施設管理課 管理係長 | 上原 力 |
| 市街地整備課 計画係長 | 永山 拓郎 |
| 産業政策課 商工振興係 | 安次富 弘明 |
| 観光農水課 観光係長 | 宮城 真也 |
| 文化課 文化財整備係長 | 安次富 尚金 |

| | |
|-----------------|--------|
| 施設管理課 課長 | 仲村 等 |
| 市街地整備課 課長 | 比嘉 徹 |
| 産業政策課 課長 | 宮城 竜次 |
| 観光農水課 課長 | 仲村 厚子 |
| 西普天間跡地推進室 室長 | 普天間 朝信 |

○議会議務局職員出席者

| | |
|------|-------|
| 主任主事 | 渡嘉敷 真 |
|------|-------|

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

| 議 番 | 案 号 | 件 名 |
|--------------|--------|--|
| 陳 第 8 4 号 | 情 | 喜友名区簡易水道の水源である喜友名泉（ちゅんなーがー）を引き続き水道水源として使用できるよう措置していただくことについて |
| 議 第 7 2 号 | 案 | 宜野湾ベイサイド情報センターの指定管理者の指定について |
| 議 第 7 3 号 | 案 | 宜野湾マリン支援センターの指定管理者の指定について |
| 議 第 6 3 号 | 案 | 平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議 第 7 4 号 | 案 | 宜野湾海浜公園等の指定管理者の指定について |

平成29年12月11日（月）第2日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開議時刻 午前10時02分）

【議題】

陳情第84号 喜友名区簡易水道の水源である喜友名泉（ちゅんなーがー）を引き続き水道水源として利用できるよう措置していただくことについて

～参考意見聴取～

○建設部次長 陳情の趣旨は、西普天間住宅地区の返還に伴い喜友名泉周辺が公園として整備された後も喜友名泉を簡易水道として利用できるよう措置していただきたいとの内容である。現在、どの部署が管理するかは未定であるが、引き続き使用する場合は占有許可を提出していただく必要があると考える。

○米須清正 委員 喜友名泉周辺はどのように整備する予定か。

○西普天間跡地推進室長 平成27年7月に跡地利用計画を策定しており、喜友名泉周辺は「湧水を利用した自然あふれる公園」をコンセプトに都市公園として整備する予定である。

○米須清正 委員 整備後は喜友名泉周辺にフェンスを設置する予定か。

○建設部次長 森川公園のように誰もが利用できる形になると考える。

○文化財整備係長 文化財は公開が原則であることからフェンスを設置しないことが望ましいと考えるが、簡易水道として利用することから、自治会等と調整をする必要があると考える。

○知念秀明 委員 喜友名泉が国指定文化財となったのはいつか。

○文化財整備係長 平成4年度である。

○知念秀明 委員 ポンプ場は以前からあったのか。

○文化財整備係長 平成4年以前は別の場所にあったが、平成9年～平成11年頃に現在の場所にポンプ場を移したことを確認している。

○知念秀明 委員 文化財周辺へのポンプ場設置をどこが許可したのか。

○文化財整備係長 文化財保護法第43条に基づき、許可権限を有する文化庁長官に申請する。

○知念秀明 委員 今後、取水ができなくなることもあるのか。

○文化財整備係長 県文化財課に確認したところ、利用は可能であるが大量に

取水することによる水量の減少等に留意していただきたいとのことである。

○知念秀明 委員 喜友名泉は現在、喜友名区の所有地内にあるが、西普天間住宅地区の土地区画整理事業に伴う土地先行取得によって市に土地を売却した後も利用できるのか。

○建設部次長 現在は管理する部署が未定であるが、占用許可を申請していただくこととなると考える。

○知念秀明 委員 県文化財課から使用可能との回答をいただいたと伺ったが、引き続き利用できるかと理解してよいか。

○文化財整備係長 今後自治会等と調整する必要があるが、ここで利用を保障することはできない。

○知名康司 委員 どのくらいの世帯が利用しているのか。

○建設部次長 喜友名区が管理、運営しているため把握していない。

○知名康司 委員 使用に制限をかけることもあるのか。

○建設部次長 県文化財としては水源に影響のない範囲で利用いただきたいとのことである。

○宮城司 委員 平成4年に国指定文化財となった際も陳情があったのか。

○文化財整備係長 平成3年に文化庁が現地の視察及び調査を行った際、喜友名区自治会及び市教育委員会から引き続き簡易水道として使用できるように要望を伝え、文化庁も要望を踏まえた上で指定したと伺っている。

○宮城司 委員 文化財の範囲について伺いたい。

○文化財整備係長 石畳からポンプ場周辺までである。

○宮城司 委員 ポンプ場を移設することについては問題とならなかったか。

○文化財整備係長 平成9年～平成11年のポンプ場移設の際に現状変更届を提出して許可を得ている。

○伊佐哲雄 委員 簡易水道の用途について伺いたい。

○建設部次長 下水道及び散水用と考える。

○伊佐哲雄 委員 土地売却後のポンプ場の所有権について伺いたい。

○建設部次長 使用に当たっては占用許可が必要であると考えます。

○伊佐哲雄 委員 管の更新等は喜友名区自治会が負担するかと考えてよいか。

○建設部次長 そのとおりである。

○米須清正 委員 取水した水を貯水するタンクがあるか伺いたい。

○建設部次長 把握していない。

○知念秀明 委員 現在のポンプ場が文化財周辺の施設にふさわしくないとして移動しなければいけない場合もあるのか。

○文化財整備係長 国から許可を得て設置しているため問題ないと考えます。

○濱元朝晴 委員 喜友名泉の水源は把握しているか。

- 建設部次長 把握していない。
- 濱元朝晴 委員 水源の上流から取水すればポンプ場は不要ではないか。
- 建設部次長 取水により喜友名泉の水量への影響が懸念される。
- 宮城司 委員 現在、喜友名泉は公開されていないのか。
- 文化財整備係長 施錠されているが、文化課又は喜友名区自治会に連絡いただければ見学できる。
- 宮城司 委員 公開することによって破損した事例はあるか。
- 文化財整備係長 嘉数区にある小祿墓の香炉が破損した事例がある。
- 呉屋等 委員 喜友名泉の土地は先行取得する予定か。
- 西普天間跡地推進室長 喜友名区自治会と協議を行っている。
- 呉屋等 委員 売却後は喜友名区から賃借料を徴収するのか。
- 建設部次長 喜友名区自治会と協議する必要があると考える。
- 呉屋等 委員 早い段階で調整していただきたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第72号 宜野湾ベイサイド情報センターの指定管理者の指定について

～質疑・答弁～

- 知念秀明 委員 ベイサイド情報センターで創業支援を受けている企業は何社か。また、各階の利用について伺いたい。
- 産業政策課長 1階は市民コーナー、2階は創業支援の強化に資するインキュベーションブース、3階～5階は誘致したIT企業が利用している。創業支援を受けているのは個人も含めて5者である。
- 知念秀明 委員 3～5階の部屋を利用している企業は何社か。
- 産業政策課長 10社である。
- 宮城司 委員 3階～5階の部屋は何社利用できるのか。
- 産業政策課長 10部屋あり、現在満室である。
- 宮城司 委員 利用期限はあるか。
- 産業政策課長 期間は5年間である。
- 宮城司 委員 これまでの成果をお聞きしたい。
- 産業政策課長 市を代表するIT企業である琉球インタラクティブ株式会社、株式会社ステーション・ピー、株式会社シナジーなどが創業支援を受け、市内で企業活動を行っている。

○宮城司 委員 雇用効果について伺いたい。

○産業政策課長 株式会社ステーション・ピーは170名、琉球インタラクティブ株式会社は60名の雇用を行っていると同っている。特に株式会社ステーション・ピーは障害者雇用の取り組み等で県から表彰を受けている。

○宮城司 委員 税収効果について伺いたい。

○産業政策課長 税収効果は把握していない。

○知念秀明 委員 創業支援を受けた後に他市で創業する可能性もあると考えるが、本市で創業していただくための仕組みはあるのか。

○産業政策課長 今のところ市内での創業につなげる仕組みはないが、市長の公約にベイサイド情報センターのようなITタワーの建設が掲げられており、現在基礎調査を行っているところである。

○知念秀明 委員 3階～5階の企業誘致スペースの趣旨は誘致であることから利用期限を設けるべきではないと考える。

また、指定候補者選定委員会委員の人数について平成24年は5名であったが、平成29年度は1名ふえている理由を伺いたい。

○産業政策課長 ITに特化した企業の創業については、市商工会ではなくベイサイド情報センターが支援することとなっているが、市商工会とも連携を図る必要があるため、平成29年度の選定委員に地域経済団体代表者として市商工会事務局長を追加した。

○知念秀明 委員 設置規則に委員の人数についての規定はあるか。

○産業政策課長 設置規則第3条において10名以内とするとの規定がある。

○知名康司 委員 資料9の26ページに選定結果が掲載されているが、点数の横に順位が示されていることについて説明いただきたい。

○産業政策課長 応募3社のうち委員から最も高い評価を受けた企業の順位を示したもので、琉球インタラクティブ株式会社を最も高く評価した委員の数が6名中6名であることを示している。

○知名康司 委員 配点表の審査項目によって点数が異なる理由を伺いたい。

○産業政策課長 重要な項目に高い配点を設定しているためである。

○伊佐哲雄 委員 選定されなかった企業の名称は公開しないのか。

○産業政策課長 現在の運用指針では公開しないこととなっている。今後は総務部とも調整し、公表が可能か協議してまいりたい。

○伊佐哲雄 委員 点数を公表することによって企業の技術向上につながると考えるが、いかがか。

○産業政策課長 企業名とともに点数を公表することに配慮した措置であるが、応募した企業には結果を通知している。

○伊佐哲雄 委員 選定委員に自治会長が含まれている理由を伺いたい。

- 産業政策課長 創業支援という趣旨から地域での受け入れが必要であることや、自治会への加入呼びかけ等ができるためである。
- 伊佐哲雄 委員 審査には専門的な知識が必要と考えるが、どのようなサポートを行っているのか。
- 産業政策課長 事前にレクチャーするなど情報提供を行っている。
- 米須清正 委員 選定基準について伺いたい。
- 産業政策課長 平成29年1月24日の議案説明会で配布した資料を参照いただきたい。選定基準は事前に応募者に周知している。
- 米須清正 委員 一次審査では書類審査のみを行うのか。
- 産業政策課長 応募者が多い場合は書類審査をするものであるが、今回の候補者選定において書類審査は行っていない。
- 宮城司 委員 指定管理料が参考額として示されているが、管理料についての競合は行わないのか。
- 産業政策課長 情報通信産業を振興するという観点から、参考額の範囲内での程度サービスを向上できるか提案していただく方法を採用した。
- 宮城司 委員 指定管理者が固定化する懸念があることから、入札制度のように指定管理料の競合も審査項目に含める必要があると考える。
- 産業政策課長 現行の配点表でも効率的に運用することができるかについて審査する項目を設けている。
- 知念秀明 委員 選定委員と応募者の接触を禁止する規定はあるか。
- 産業政策課長 募集要項で応募者と選定委員の接触を禁止している。
- 知念秀明 委員 選定委員から応募者への接触を禁止している規定はないか。
- 産業政策課長 文書での規定はないが、委員には委嘱時に説明を行っており、高度な個人情報保護義務を課している。また、審査までどの企業が応募しているかは公開していないため、委員から接触することは難しいと考える。
- 知念秀明 委員 文書による規定を検討いただきたい。
- 宮城司 委員 指定管理料収入について、平成25年度及び平成26年度は2,006万円であるが、平成27年度は1,658万7,000円、平成28年度は1,381万9,000円と減少している理由を伺いたい。
- 産業政策課長 指定管理料については、応募者が指定管理期間の管理料を応募の際に提案しており、収入実績は現在の指定管理者が平成24年度の指定管理候補者選定の際に提案した内容に沿って協議し決定した。
- 宮城司 委員 平成29年度の指定管理者候補者選定においても応募した各社から提案を受けているのか。
- 産業政策課長 そのとおりである。
- 宮城司 委員 電気使用料収入が平成25年度は515万6,000円であるのに対し、

平成28年度は265万5,000円に減少している理由を伺いたい。

○産業政策課長 資料を提出してまいりたい。

○宮城司 委員 自主事業収入について伺いたい。

○産業政策課長 ベイサイド情報センター1階を改装してカフェを開店しており、平成25年度は収入が少ないが、平成26年度から増加傾向にある。平成25年度の自主事業の支出が多いのは、改装費を要したためである。

○呉屋等 委員 募集要項に指定管理者に起因する赤字補てんはしない旨の記載があるが、黒字が生じた場合はどのようになるのか。

○産業政策課長 市が直営していた時期は年間約2,000万円の赤字が生じており、自主事業以外での収入が見込めないため、自主事業で生じた利益については指定管理者の収入としてよいものとしている。

○呉屋等 委員 募集要項には収益が生じた際の処理について記載がないが、応募者から問い合わせ等はなかったのか。

○産業政策課長 自主事業に対するインセンティブについては事前に説明を行っている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間、休憩いたします。（午後0時11分）

◆午後の会議◆

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時01分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第73号 宜野湾マリン支援センターの指定管理者の指定について

～質疑・答弁～

○米須清正 委員 応募した2社の得点率が低い理由を伺いたい。

○観光農水課長 A社については、自主事業の提案はなく運営に重きを置いた提案であったが、選定された株式会社マレア・クリエイトはさまざまな自主事業が提案されたことなどが評価された。

○米須清正 委員 平成24年度の選定委員会における各応募者の得点等について資料をいただきたい。

○観光農水課長 資料を提供してまいりたい。

- 米須清正 委員 選定基準によると実績のある応募者が有利ではないか。
- 観光係長 重要な項目に高い配点を設定している。
- 米須清正 委員 新たに参加する応募者は配点が低くなる傾向にあるのか。
- 観光係長 A社は得点率が67.3%でマレア・クリエイトは78%であった。
- 米須清正 委員 最低限獲得しなければならない得点について規程はあるか。
- 観光係長 指定管理者制度運用指針において、6割以上の得点を取る必要があるとの規定がある。
- 宮城司 委員 指定管理料の上限1,645万8,000円の積算について伺いたい。
- 観光係長 これまでの指定管理者の実績を参考にして積算した。
- 宮城司 委員 先ほど審議したベイサイド情報センターの指定管理は、協定によって指定管理料が毎年変化していたが、マリン支援センターも同様か。
- 観光農水課長 施設の老朽化等により修繕を要することから指定管理料は据え置きとしている。
- 宮城司 委員 マリン支援センターの設置目的を伺いたい。
- 観光係長 マリン支援センターの指定管理者募集要項を参照いただきたい。
- 宮城司 委員 市内小中学校など市民との関わりはどのようになっているか。
- 観光係長 これまでの実績はないが、市内小中学生に向けた講座の開催等の自主事業の提案があったことから、今後はそのような活動もふえると考える。
- 宮城司 委員 体験ボートはどこから出港しているか。
- 観光係長 仮設避難港が立ち入り禁止となったため、トロピカルビーチのサブビーチからボートを出している。
- 知名康司 委員 過去4年間の支出実績によると施設等利用収入が倍増しているが、内訳を伺いたい。
- 観光農水課長 プールや会議室の利用料が含まれている。
- 知名康司 委員 主催・イベント費及び展示事業について伺いたい。
- 観光農水課長 サンゴ移植事業やイベントでの展示に関する事業である。
- 知名康司 委員 イベントの周知等はどのように行っているか。
- 観光農水課長 指定管理者のホームページ、チラシ及びSNSを利用して周知を行っている。
- 知念秀明 委員 体験ボートはどこが所有しているか。
- 観光農水課長 確認いたしたい。
- 知念秀明 委員 ボートはどこに停泊しているか。
- 観光農水課長 宜野湾マリーナに係留している。
- 知念秀明 委員 宜野湾漁港には係留できないか。
- 観光農水課長 現在、指定管理者と漁協が調整している。
- 知念秀明 委員 指定管理者と協力して取り組んでいただきたい。また、ダイ

ビングライセンスの取得について市民向けの割引制度はないか。

○観光農水課長 現在のところそのような制度は設けていない。

○知念秀明 委員 市民に還元する方法も検討いただきたい。

○米須清正 委員 施設の修繕はどこが行うのか。

○観光農水課長 50万円以上の修繕は市が行うこととなっている。

○伊佐哲雄 委員 指定管理者はマリン支援センターを利用して別の事業を行っているのか。民間会社の視点から指定管理を行うメリットはどこにあるのか。

○観光係長 別事業については把握していない。

○宮城司 委員 支出実績の詳細な内訳及び主催・イベント費の内容について資料をいただきたい。

○観光農水課長 指定管理者と調整いたしたい。

○知念秀明 委員 新たな自主事業の内容を伺いたい。

○観光係長 資料を提供いたしたい。

○知念秀明 委員 中部商業高校は本部町でダイビング教室等を行っているとのことである。ぜひ、市内小中高校と連携して利用を促進していただきたい。

○濱元朝晴 委員 仮設避難港のビーチはなぜ利用禁止となったのか。

○観光農水課長 水深が深く危険であることや海底にヘドロが溜まっているためすぐには使えない状況であることから、市及び宜野湾署が中部土木事務所へ立ち入りの制限を依頼した経緯がある。

○濱元朝晴 委員 使用する方法はないか。

○観光農水課長 国が所有し、県が管理する海岸であるため、市がすぐに使用することは難しいと考える。利用を希望する企業もあるため、今後調整してまいりたい。

○濱元朝晴 委員 ぜひ、取り組んでいただきたい。

○宮城司 委員 ことしは気温が高かったためマリン支援センターのプールの水温が高くなったと伺ったが、市内の学校プールも同様の状況か。

○観光係長 市内の学校プールは水を入れ替える方式であるためそのようなことは起きていないが、マリン支援センターは水をろ過して循環させる方式であるため水温が上昇したと考える。指定管理者からは、利用者がかなりふえていることも原因のひとつではないかと伺っている。

○宮城司 委員 マリン支援センターも学校と同様の方式を採用できないか。

○観光係長 費用がかかるため、開閉式のテント屋根の設置を検討している。

○宮城司 委員 屋根は指定管理者が設置するのか。

○観光係長 50万円以上の改修のため市が負担する。

○呉屋等 委員 今回選定されなかったA社の所在地をお聞きしたい。

○観光農水課長 選定されなかった業者の情報は公開できないが、県内企業で

ある。

○呉屋等 委員 市内業者との共同企業体を条件に募集はできないのか。株式会社マレア・クリエイトは市内に支店があるかお聞きしたい。

○観光農水課長 大山に支店があり、市に法人税を納めている。

○呉屋等 委員 配点表は事前に公表しているのか。

○観光係長 配点表は公表していない。

○呉屋等 委員 選定基準の4(3)「本市を本拠地とする業者であるか」という項目の掛け率が1.0であるが、市民雇用を促進する観点から掛け率を上げる必要があると考える。

○観光係長 市内業者との共同企業体を組織することなど、市内企業の優先に努められるよう研究してまいりたい。

○知名康司 委員 選定委員会が2回しか開かれていない理由を伺いたい。

○観光係長 マリン支援センターの民間移譲等について検討しており、多くの調整を要したため厳しい日程となった。委員へは小まめに説明を行った。

○宮城司 委員 株式会社マレア・クリエイトは大山に支店があると伺ったが、資料によると真栄原に登記があるようである。確認していただきたい。

○観光係長 資料を提出してまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。(午後3時02分)

○呉屋等 委員長 再開いたします。(午後3時12分)

【議題】

議案第63号 平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

～質疑・答弁～

○宮城司 委員 沖縄振興公共投資交付金とはいわゆる一括交付金のことと理解してよいか。

○市街地整備課長 一括交付金ではなく、県から交付される県補助金である。

○宮城司 委員 沖縄振興公共投資交付金の市町村配分が減額されたのは、一括交付金が減額となったことと関連があるのか。

○市街地整備課長 全体の予算の中で配分が決定されると考える。

○知名康司 委員 補正により工事請負費を900万円減額することが提案されているが、予定していた工事はどのようになるのか。

○市街地整備課長 今年度は県に建物補償と工事の補助を要望していたが、県と調整した結果、工事費の内示額が減額補正となった。

○呉屋等 委員 佐真下第二土地区画整理事業における沖縄振興公共投資交付金の内示減額によって遅れが生じた事例について資料をいただきたい。

○建設部次長 提供してまいりたい。

○呉屋等 委員 沖縄振興公共投資交付金は県が国から交付を受けた後に市町村に配分するものであるが、県の裁量で県事業を優先することにより、市町村配分額が減額となることはないのか。

○市街地整備課長 配分の詳細については把握していない。

○呉屋等 委員 直接国から補助金を受領できるよう研究していただきたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後 3 時 31 分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後 3 時 39 分）

【議題】

議案第 74 号 宜野湾海浜公園等の指定管理者の指定について

～質疑・答弁～

○知念秀明 委員 選定委員に市職員が 3 名含まれている理由をお聞きしたい。

○施設管理課長 海浜公園の施設は多岐にわたるため、公園やビーチの管理に関して建設部長、産業展示館の管理やイベントに関して市民経済部長を委員としており、7 名のうち副市長を加えた 3 名が市職員である。

○知念秀明 委員 共同企業体の構成員について伺いたい。

○施設管理課長 一般社団法人宜野湾市はごろも緑化会、株式会社ピーエムエージェンシー、西武造園株式会社の 3 社である。

○知念秀明 委員 新たな自主事業の提案について伺いたい。

○施設管理課長 西武造園が管理する全国の施設で宜野湾市のアンテナショップを展開することや劇場でのイベント開催などについて提案があった。

○知念秀明 委員 市民サービスはどのように向上するのか。

○施設管理課長 地域と連携したイベントの開催などが提案されていた。

○知念秀明 委員 トロピカルビーチの利用予約は 6 月 1 日から開始されるが、市民と市外在住の方で受け付けの時期に差を設けているのか。

○施設管理課長 設けていない。

- 知念秀明 委員 市税を投入しているため、市民が利用しやすいように改善していただきたい。
- 施設管理課長 イベント等で海浜公園内の施設を利用した市外、県外の方が同時にビーチに利用も希望する場合もあり、予約が取りづらい状況が続いていることは把握している。市民が利用しやすい施設運営について指定管理者とも協議してまいりたい。
- 宮城司 委員 各応募者の提案内容の概要を資料としていただきたい。
- 施設管理課長 提供してまいりたい。
- 知名康司 委員 はごろもPMパートナーズの従業員数について伺いたい。
- 施設管理課長 人数は把握していないが、市としては、これまで指定管理を行っていたはごろもパークマネジメントで雇用していた人数を引き続き維持していただきたいとの要望がある。
- 知名康司 委員 代表者はこれまでと変わらないのか。
- 施設管理課長 代表者は変わらないが、構成員が変わっている。
- 宮城司 委員 例年と比較して施設管理委託料がふえている理由を伺いたい。
- 施設管理課長 公園がふえたことや消費税の増税があったためである。
- 宮城司 委員 積算について資料をいただきたい。
- 施設管理課長 概要を提供してまいりたい。
- 濱元朝晴 委員 選定結果の注釈に「委員数は7名であるが、1位評価の重複により1位評価委員数が8となると」あるが、説明いただきたい。
- 施設管理課長 委員数は7名であるが、委員1名が2社に最高点を付けたため1位評価を受けた応募者が8となった。
- 知念秀明 委員 応募者と選定委員の接触を禁止する規定はあるか。
- 施設管理課長 募集要項及び指定管理者制度運用指針において応募者と委員の接触を禁止している。また、委員には審査の時点まで応募者に関する情報を通知しない。
- 知念秀明 委員 委員は審査の時点まで応募者は知らされないのか。
- 施設管理課長 そのとおりである。
- 知念秀明 委員 市職員である3名の委員は、前回の指定管理者が引き続き指定管理を行いたいとの希望を持っていることを知ることができるため、応募することが想定できるのではないか。
- 施設管理課長 どの企業と共同企業体を組織するかは把握できないと考える。
- 知念秀明 委員 誤解を招かないよう、委員側にも接触を禁止する規定を設ける必要があると考える。
- 宮城司 委員 構成員のうち、西武造園株式会社はどのような役割をするのか。
- 施設管理課長 全国で公園管理を行っているため多くのノウハウを持ってお

り、管理施設で宜野湾市のアンテナショップを展開するとの提案があった。

○宮城司 委員 海浜公園の管理にそのような業務も含まれているのか。

○施設管理課長 管理運営に加えて新規事業についての提案があった。

○宮城司 委員 公園管理との関連は薄いのではないか。

○施設管理課長 産業展示館に関連する提案と考える。

○呉屋等 委員 選定基準表に市内企業を優先する項目等が見受けられない理由を伺いたい。

○施設管理課長 選定基準表のア（６）「地域内での拠点の有無」という項目で市内に拠点があるかについて審査している。

○呉屋等 委員 もう少しわかりやすい表現にしてはいかがか。また、担当部署によって選定基準や配点が異なるが、指定管理者の選定について基準を統一することはできないのか。

○施設管理課長 選定基準表のウ「地域との協働、連携」において掛け率を２倍に設定しており、地域との協働を重視している。

○呉屋等 委員 選定基準表はわかりやすい表現をするよう検討いただきたい。

○建設部次長 関係部署とも調整の上、検討してまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第 6 2 号 平成 2 9 年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 3 号 平成 2 9 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 0 号 下水道事業に地方公営企業法の全部を適用し、上下水道の組織を統合することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 7 1 号 宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 7 2 号 宜野湾ベイサイド情報センターの指定管理者の指定について

議案第 7 3 号 宜野湾マリン支援センターの指定管理者の指定について

議案第 7 4 号 宜野湾海浜公園等の指定管理者の指定について

陳情第 8 4 号 喜友名区簡易水道の水源である喜友名泉（ちゅんなーがー）を引き続き水道水源として利用できるよう措置していただくことについて

陳情第 1 3 号 耐震診断費用の自己負担軽減について

陳情第 1 7 号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情

【審査期限延長申出】

本10件については、12月11日までに審査を終えるよう期限が付されているが、なお慎重に審査する必要があるため、12月19日までに審査期限を延長するよう議長に要求することに決定。

○呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後4時24分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成29年12月14日(木) 3日目

午後 4時13分 開議

午後 4時53分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員 (7名)

| | |
|-----|-------|
| 委員長 | 呉屋 等 |
| 委員 | 宮城 司 |
| 委員 | 伊佐 哲雄 |
| 委員 | 知名 康司 |

| | |
|------|-------|
| 副委員長 | 濱元 朝晴 |
| 委員 | 知念 秀明 |
| 委員 | 米須 清正 |

○欠席委員 (0名)

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

○説明員 (0名)

○参考人 (1名)

| | |
|----------|-------|
| 喜友名区自治会長 | 知念 参雄 |
|----------|-------|

○議会事務局職員出席者

| | |
|------|-------|
| 主任主事 | 渡嘉敷 真 |
|------|-------|

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

| 議番 | 案号 | 件名 |
|-------|----|--|
| 議第62号 | 案号 | 平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議第63号 | 案号 | 平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議第70号 | 案号 | 下水道事業に地方公営企業法の全部を適用し、上下水道の組織を統合することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議第71号 | 案号 | 宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について |
| 議第72号 | 案号 | 宜野湾市ベイサイド情報センターの指定管理者の指定について |
| 議第73号 | 案号 | 宜野湾マリン支援センターの指定管理者の指定について |
| 議第74号 | 案号 | 宜野湾海浜公園等の指定管理者の指定について |
| 陳第84号 | 情 | 喜友名区簡易水道の水源である喜友名泉（ちゅんなーがー）を引き続き水道水源として利用できるよう措置していただくことについて |
| 陳第13号 | 情 | 耐震診断費用の自己負担軽減について |
| 陳第17号 | 情 | 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情 |

第410回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成29年12月14日（木）第3日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。（開議時刻 午後4時13分）

【議題】

陳情第84号 喜友名区簡易水道の水源である喜友名泉（ちゅんなーがー）を引き続き水道水源として利用できるよう措置していただくことについて

～参考人意見聴取～

○参考人 キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の返還に伴い、喜友名泉周辺は都市公園として整備される予定である。喜友名泉は、60年以上前から喜友名区が簡易水道の水源として利用しており、区民から都市公園となった後も簡易水道を利用できるのかとの問い合わせがあり、陳情したものである。約150世帯が利用しており、畑に利用している世帯は30世帯程度である。

○伊佐哲雄 委員 本陳情は喜友名区民の総意であると理解してよいか。

○参考人 そのとおりである。

○米須清正 委員 簡易水道を利用しているのは自治会加入者のみか。

○参考人 そのとおりである。

○米須清正 委員 自治会加入世帯はどのくらいか。

○参考人 約480世帯である。

○米須清正 委員 利用している世帯のみではなく、自治会としても引き続き簡易水道を利用したいと理解してよいか。

○参考人 理事会で簡易水道を引き続き利用したいとの声があった。

○米須清正 委員 施設や備品の修理はどこが行うのか。

○参考人 自治会の予算を使用して修理している。

○宮城司 委員 施設は利用世帯の負担で運営しているのか。

○参考人 自治会の予算で行っている。

○宮城司 委員 新たに利用したいという世帯も利用可能か。

○参考人 利用希望があれば敷地まで管を引いている。

○知名康司 委員 使用料をお聞きしたい。

○参考人 1世帯500円である。畑で利用する場合は50坪で400円、それ以上の面積の畑に使用する場合は400円の追加料金を徴収している。かつては利用しなくても世帯から一律230円を徴収していた。

- 知名康司 委員** 使用料は全世帯から徴収しているのか。
- 参考人** 利用している世帯のみである。
- 知名康司 委員** ポンプの維持管理費はどこから支出しているのか。
- 参考人** 使用料のほか、自治会の特別会計から繰り入れを行っている。
- 知名康司 委員** 利用者が減少していくとさらに厳しい運営になると考えるが、今後も利用を継続する予定か。
- 参考人** 将来の需要は不明であるが、現在は利用したいとの要望がある。
- 知名康司 委員** 都市公園として整備されることによって、現在のフェンスが撤去されると考えるが、簡易水道の管理者としてはいかがか。
- 参考人** ポンプ場をフェンスで囲うなどの措置が必要と考える。
- 知念秀明 委員** 平成4年に国指定文化財となり、平成9年に国からの補助金でポンプ場を建設したと理解してよいか。
- 参考人** そのとおりである。
- 呉屋等 委員** 西普天間住宅地区の土地先行取得事業によって市に喜友名泉周辺の土地を売却する予定と理解するが、売却後もポンプ場を利用する場合、賃借料を払って利用することを予定しているかお聞きしたい。
- 参考人** 無償で使用させていただきたいと考えている。
- 呉屋等 委員** 無償使用について市と調整しているか。
- 参考人** 現在のところ調整は行っていない。
- 呉屋等 委員** 無償で使用できるよう、市としっかり協議していただきたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

-
- 呉屋等 委員長** 休憩いたします。（午後4時45分）
- 呉屋等 委員長** 再開いたします。（午後4時47分）
-

【議題】

- 議案第70号 下水道事業に地方公営企業法の全部を適用し、上下水道の組織を統合することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第71号 宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後4時48分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後4時48分）

【議題】

議案第62号 平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第63号 平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後4時49分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後4時49分）

【議題】

議案第72号 宜野湾ベイサイド情報センターの指定管理者の指定について

議案第73号 宜野湾マリン支援センターの指定管理者の指定について

議案第74号 宜野湾海浜公園等の指定管理者の指定について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

【審査結果】

全会一致で同意すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後4時50分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後4時51分）

【議題】

陳情第84号 喜友名区簡易水道の水源である喜友名泉（ちゅんなーがー）を引き続き水道水源として利用できるよう措置していただくことについて

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

【審査結果】

全会一致で採択すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後 4 時 5 2 分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後 4 時 5 2 分）

【議題】

陳情第 13 号 耐震診断費用の自己負担軽減について

陳情第 17 号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情

【閉会中の審査継続申出】

上記 2 件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要があるため、議長に申し出ることに決定。

【議題】

所管事務調査について

○呉屋等 委員長 知念秀明議員から提案のあった久米島町への所管事務調査について、議会運営員会にて議論を行い、認めていただいた。所管事務調査は、平成30年1月15日から16日までの2日間、「久米島シーサイドパークゴルフ場の運営について」「ICTを活用したまちづくりについて」を調査することといたしたいが、よろしいか。

（「異議なし」という者あり）

○呉屋等 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後 4 時 5 3 分）